



# 新豊根ダム 公募型社会実験 応募要項

(2024年3月～)



2024年3月

新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会

## 目 次

1	新豊根ダム社会実験の趣旨	1
1-1	新豊根ダム社会実験について	1
2	応募内容・使用条件	2
3	応募方法	4
3.1	スケジュール	4
3.2	応募資格	4
3.3	応募方法	5
3.4	質問及び回答方法	5
3.5	応募書類	5
3.6	応募書類作成上の留意点	6
3.7	応募書類の取扱い	6
3.8	事前下見について	6
4	審査について	7
4.1	審査方法	7
4.2	審査基準	7
4.3	応募者の決定時期及び審査結果の公表	8
4.4	応募に関する留意事項	8
4.5	協議・調整	8
4.6	使用許可の締結	8
4.7	営業開始予定	9
4.8	使用許可の取り消し	9
5	実施報告書・アンケートの提出について	9
	応募書類の一覧表	(様式1号)
	新豊根ダム施設使用参加申請書	(様式2号)
	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	(様式3号)
	施設使用企画提案書	(様式4号)
	審査基準のチェックシート	(様式5号)
	出水時の施設撤去 同意書	(様式6号)
	同意書	(様式7号)
	使用許可書	(様式8号)
	実施報告書	(様式9号)
	社会実験実施者アンケート調査	
	社会実験参加者アンケート調査	

# 1 新豊根ダム社会実験の趣旨

---

## 1-1 新豊根ダム社会実験について

国土交通省浜松河川国道事務所が管理しております、新豊根ダムが2023年度（令和5年度）に完成から50周年（1973年度完成）を記念して、天竜川社会実験を拡充し、新豊根ダムを活用した豊根村及びその周辺地域の活性化に寄与する活動について、社会実験として募集を行いました。

引き続き、募集主体を、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として設置された「新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会」（※1）が引継ぎ、社会実験を継続することとなりました。

社会実験では、菊川において飲食店や売店、オープンカフェ等の営業活動が可能（※2）です。豊根村及びその周辺地域の活性化に寄与する活動を行う希望のある応募者（以下「応募者」という。）は、本要項に基づき応募願います。

本社会実験により、ダム、ダム湖およびその周辺における市民ニーズや、応募者とその営利活動状況の把握などを行い、今後の新豊根ダムの利活用に反映します。

- ※1 新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会は、豊根村内自治会、豊根村商工会、豊根村観光協会、大入の郷、電源開発株式会社佐久間電力所、豊根村、浜松河川国道事務所  
で組織されています。

事務局：豊根村役場 地域振興課  
(〒449-0403 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地  
受付時間：9：00～17：00)  
TEL：0536-85-1312

- ※2 国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占有する場合のルール「河川敷地占有許可準則」が改正され、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

水辺の活用事例はこちらをご覧ください。

○河川空間のオープン化活用事例集

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shigenkentou/pdf/jirei\\_kasenkukan\\_1808.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1808.pdf)

○かわまちづくり取り組み事例

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/case.htm>

## 2 応募内容・使用条件

①実施エリア	○新豊根ダム、ダム湖、及びその周辺 ※対象箇所以外のエリアでも応募可能です。ただし、審査により応募いただいた実施箇所を変更していただく、もしくは許可できない可能性があります。
②応募受付	○令和10年3月31日（火）まで随時受付
③実施期間・時間	○令和6年6月1日（土）～令和10年3月31日（火） 8時～21時までの時間内 (活動施設の準備や片付けの作業を含む。時間外利用を希望する時は別途、事務局にご相談下さい。)
④使用料等	○無料
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、施設使用企画提案書（様式4号）の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】新豊根ダムを日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、豊根村及びその周辺地域の活性化に寄与する取り組みであること ○以下の事項を実施できることを条件とします。 1. 施設設置は使用期間満了後、 <b>退去時には原状回復</b> を行うこと。 2. 出水時（新豊根ダムの洪水警戒体制設置時等）の施設撤去に関する計画があり、 <b>出水時の撤去対応が可能</b> なこと。 3. 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう <b>清掃等を心がける</b> こと。 4. 騒音対策、煙害、において、ごみ処分など <b>周辺環境に十分配慮</b> すること。 5. <b>他の自由使用する利用者を妨げない</b> こと。 6. <b>苦情には適切、かつ、真摯に対応</b> するとともに、その対応内容を「委員会」に報告すること。 7. <b>使用にともなって、水難事故や交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に安全指示を適時・的確</b> に行うこと。 8. 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得すること。 9. 使用に際して、許可証を掲示すること。 10. 大雨や台風などの危険や <b>新豊根ダムの洪水警戒体制の設置</b> がある場合は、出水時の施設撤去（様式6号）に従い、設置物を施設の外に撤去・退避させ、避難すること。 11. その他、問題等が発生した場合は、「委員会」との協議に応じるとともに指示に従うこと。

⑥緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、「委員会」の指示に従い対応すること。</li> <li>・震度4以上の強い地震が発生した場合は、直ちに社会実験を中止し、揺れが収まったら安全な場所へ迅速な避難行動を開始すること。避難後は「委員会」へ安否を報告する。</li> </ul>
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、応募者で準備すること。</li> </ul>

## 3 応募方法

---

### 3.1 スケジュール

審査結果通知・使用許可 応募書類受付後約 1ヶ月程度

### 3.2 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者としてします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者  
ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう  
イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者  
ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

### 3.3 応募方法

応募書類を全て整えて、問い合わせ先「豊根村役場 地域振興課」（以下「豊根村役場」という。）へ持参または、送付してください。（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記までご相談願います。

事務局：豊根村役場 地域振興課  
（〒449-0403 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地 受付時間：9：00～17：00）  
TEL：0536-85-1312 Email：info@vill.toyone.lg.jp

### 3.4 質問及び回答方法

応募に関する疑義がある場合には、質問書を豊根村役場（3.3 応募方法参照）まで送付してください。

回答は、質問受付後約2週間程度の午後5時までに行います。（質問書に連絡先等を記載してください。）

回答内容については、応募要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

### 3.5 応募書類

- ① 応募書類の一覧表（様式1号）
- ② 新豊根ダム施設使用参加申請書（様式2号）
- ③ 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式3号）
- ④ 施設使用企画提案書（様式4号）
- ⑤ 審査基準のチェックシート（様式5号）
- ⑥ 出水時の施設撤去（様式6号）
- ⑦ 同意書（様式7号）

\*応募書類は、各1部提出してください。

### 3.6 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。  
図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ応募要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

### 3.7 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

### 3.8 事前下見について

事前にダムの下見を希望される方は、新豊根ダム管理支所まで事前に連絡をお願いします。

事務局：国土交通省 浜松河川国道事務所 新豊根ダム管理支所 (〒449-0206 愛知県北設楽郡東栄町下田和手貝津5-7-3) 受付時間：9：00～17：00) TEL：0536-76-1103 Email：cbr-hama4484@mlit.go.jp
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 4 審査について

---

### 4.1 審査方法

「協議会」において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認がある場合はヒアリング）を行い、審査基準を満たす応募者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

### 4.2 審査基準

以下の項目について、審査します。

#### ① 地域、社会実験への理解度及び貢献度

- ・豊根村及びその周辺地域への活性化への寄与できる使用内容であるか。
- ・にぎわいと憩いの場所として新豊根ダムを活用する使用内容であるか。

#### ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書（様式4号）で確認でき、適切であるか。
- ・ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書（様式4号）で確認でき、適切であるか。
- ・騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが施設使用企画提案書（様式4号）で確認でき、適切であるか。

#### ③ 利用者への配慮と安全性

- ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
- ・第三者被害に対する配慮（保険加入等）がされているか。
- ・利用者の苦情、事故等の対応について施設使用企画提案書（様式4号）で確認でき、適切であるか。

#### ④ 出水時の施設撤去

- ・出水時の施設撤去について、了承していることが確認できるか。
- ・ダム放流通知の確認方法やその際の対応、施設撤去にかかる時間等が確認できるか。

### 4.3 応募者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 応募者の決定は、応募書類受付後約 1ヶ月程度を予定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

### 4.4 応募に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
  - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
  - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
  - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が活動を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

### 4.5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認める場合、「委員会」がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

### 4.6 使用許可の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び使用内容に基づく使用許可書（様式 8 号）を締結します。

## 4.7 営業開始予定

候補者は、令和6年6月以降の活動に向け、使用許可の通知を受けた後、事業実施の準備等をお願いします。

## 4.8 使用許可の取り消し

申請に虚偽の報告があった場合は、同意書（様式7号）の通り、使用許可が取り消され、今後の申請は不可となる。

# 5 実施報告書・アンケートの提出について

---

- ・社会実験実施後は、実施報告書（様式9号）及びアンケートの提出をお願いします。
- ・アンケート調査票は、社会実験実施内容に応じ、事務局から配布します。
- ・実施報告書（様式9号）の中には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受がある場合については、収支報告（※）の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開いたしません。

(様式1号)

●応募書類の一覧表

以下の資料が応募書類として、すべて同封されていますか。

No	項目	チェック
1	応募書類の一覧表 (様式1号) ※本書類	<input type="checkbox"/>
2	新豊根ダム施設使用参加申請書 (様式2号)	<input type="checkbox"/>
3	暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (様式3号)	<input type="checkbox"/>
4	施設使用企画提案書 (様式4号)	<input type="checkbox"/>
5	審査基準のチェックシート (様式5号)	<input type="checkbox"/>
6	出水時の施設撤去 (様式6号)	<input type="checkbox"/>
7	同意書 (様式7号)	<input type="checkbox"/>

(様式2号)

年 月 日

(あて先) 新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会

住所 (法人、団体にあつては所在地)

氏名 (法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

## 新豊根ダム施設使用参加申請書

新豊根ダム社会実験応募要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

### 1 事業内容

### 2 占用施設のエリア

### 3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

### 4 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (使用日数 日)

予備日 年 月 日

\*イベント時に予備日も設定する場合は、申請時には記入ください

### 5 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) :

電話 :

FAX :

E-mail :

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会

住所

氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

### 記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

以上

## 施設使用企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域、事業への理解度及び貢献度</li> <li>② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理</li> <li>③ 利用者への配慮と安全性</li> <li>④ 出水時の施設撤去 出水時の施設撤去（ダム放流通知の確認方法や退避にかかる時間）の確認について</li> <li>⑤ その他（新型コロナウイルス感染症防止対策について等）</li></ul>

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

(様式5号)

●審査基準 (p7) のチェックシート

p7 の「審査基準」を踏まえ、以下の内容が「新豊根ダム施設使用参加申請書 (様式2号)」 (※以下、「様式2号」とする) や「施設使用企画提案書 (様式4号)」

(※以下、「様式4号」とする) に明記されていますか？

No	項目	詳細	チェック
1	事業内容、使用期間について	事業内容や実施期間について、「様式2号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
2	継続性について	社会実験実施後、日常的または定期的な取組みとして実施する予定はありますか？	<input type="checkbox"/>
3	各施設の利用申請について	電源やトイレ、水道、駐車場などを利用する場合は、別途申請が必要ですが、申請はされましたか？ ※22p の社会実験対象箇所を参照	<input type="checkbox"/>
4	地域、社会実験への理解度及び貢献度 ※飲食物の販売・提供については、地元企業や地元店舗(飲食店等)による販売・提供を行うなど、地元への貢献が工夫されているか？	豊根村及びその周辺地域への活性化に寄与できる使用内容であることが、「様式4号」に記載されていますか？ にぎわいや憩いの場所として新豊根ダムを活用する使用内容であることが「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
		飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可(臨時営業許可、露店営業許可等)や食中毒対策に関する保険等を申請・取得されていますか？	<input type="checkbox"/>
		飲食事業や物販を行う場合、出店内容や出店者名などが「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
		必要に応じて、消防署や警察署に届け出を提出していますか？	<input type="checkbox"/>
5	周辺環境への配慮、公共空間の適正管理	占用施設について、使用期間満了後、退去時に原状回復することが、「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
		ごみや汚れがないよう清掃等の対応について「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
		騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境への配慮について、「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
6	利用者への配慮と安全性	他に自由使用する利用者の妨げにならないような配慮について、「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
		第三者被害に対する配慮(保険加入等)について、「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
		利用者の苦情や事故等の対応について「様式4号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
7	出水時の施設撤去	大雨警報や洪水警報などが発令されている場合や、当日のダム放流通知の有無を確認し、洪水警戒体制が発表になったら実施を中止することについて、了承されましたか？ ※15 ページ参照	<input type="checkbox"/>
		洪水警戒体制が発表された場合の、施設撤去及び退避にかかる時間を確認しましたか？ ※15 ページ参照	<input type="checkbox"/>



## 〈出水時の施設撤去〉

大雨や台風など、水位上昇のおそれがある際（出水時）には、設置物を川の外に速やかに退避させ、退避することが重要です。社会実験実施箇所のダム放流通知を確認し、施設撤去及び退避にかかる時間をあらかじめ確認しましょう。水位情報やダム情報は、国土交通省「川の防災情報」HP で確認できます。ダムの洪水警戒体制の通知が発表された場合、速やかな退避が必要です。降雨時はこまめに以下の 2 次元コードで最寄りの水位観測所（川合・大立）や河川カメラ（貯砂カメラ・古真立カメラ、新豊根ダム上流カメラ）の水位を確認しましょう。（「川の防災情報」HP より）

それぞれの社会実験実施箇所に応じて、水位や施設撤去・退避にかかる時間を確認下さい。



■箇所：「ダム天端」・「ダム湖」・「ダム湖周辺」

・その他（○をつけて下さい）

その他： \_\_\_\_\_

（「その他」に○をつけた方は記入下さい）

⇒新豊根ダムの「ダム放流通知」を、右記 2 次元コードで確認  
しましょう。

⇒「ダム放流通知（洪水警戒体制）」の発表後、速やかに  
施設の撤去及び退避を完了させてください。



(様式7号)

## 同意書

私は「様式5号」や「4.4応募に関する留意事項」を踏まえ、提出する「様式4号」などの内容を遵守する。申請に虚偽はなく、虚偽の報告があった場合は、使用許可が取り消しされ、今後の申請は不可となることについて、了承する。

令和 年 月 日

住所：

氏名（自署）：

(様式8号)

## 使用許可書

第 号 年 月 日			
様 新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会			
年 月付けで、申請のありました新豊根ダムの使用を次のとおり許可します。			
使用する団体		所属	
事業内容			
出店期間			
希望する場所			
使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、施設使用企画提案書（様式4号）に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】新豊根ダムを日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、豊根村及びその周辺地域の活性化に寄与する取り組みであること</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 設置施設は使用期間満了後、<u>退去時には原状回復</u>を行うこと。</li><li>2. 出水時の施設撤去に関する計画があり、<u>出水時の撤去対応が可能なこと</u>。</li><li>3. 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう<u>清掃等を心がけること</u>。</li><li>4. 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など<u>周辺環境に十分配慮</u>すること。</li><li>5. <u>他の自由使用する利用者を妨げないこと</u>。</li><li>6. <u>苦情には適切、かつ、真摯に対応</u>するとともに、その対応内容を「委員会」に報告すること。</li><li>7. <u>使用にともなって、水難事故や交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に安全指示を適時・的確に行うこと</u>。</li><li>8. 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得すること。</li><li>9. 使用に際して、許可証を掲示すること。</li><li>10. 大雨や台風などの水位上昇の危険がある場合は、出水時の施設撤去（様式6号）に従い、設置物を川の外に撤去・退避させ、避難すること。</li><li>11. <u>その他、問題等が発生した場合は</u>、「委員会」との協議に応じるとともに指示に従うこと。</li></ol>		
緊急時の対応	・河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、「協議会」の指示に従い対応すること。		
その他	・備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、応募者で準備すること。		

## 実施報告書

氏名（名称）	
実施概要 ・ 事業内容 ・ 出店期間 ・ 使用エリア 等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震、 台風等）の体制の有 無、実施内容	（有り、無し）
実施内容	① 地域、事業への理解度及び貢献度  ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理  ③ 利用者への配慮と安全性  ④ 出水時の施設撤去  ⑤ その他（新型コロナウイルス感染症防止対策について等）
事業実施における課題	
事業実施の効果	

## 社会実験実施者アンケート調査

本アンケートは、今回実施いただいた社会実験を踏まえ、今後の社会実験に役立てることを目的に、実施するものです。

本アンケートの目的にご理解いただき、ご協下さいますようお願い申し上げます。

Q1. 社会実験の応募にあたり、改善してほしいことや問題点がありましたら、以下にご記入下さい。

(例) : 応募書類の〇〇という部分が書きづらかった。

(例) : 募集していることをもっと早めに知りたかったため、〇〇という手段で広報してはどうか。

Q2. 社会実験の実施中において、改善してほしいことや問題点がありましたら、以下にご記入下さい。

(例) : 安全管理上で〇〇が課題であった。

(例) : 他の利用者に対し、〇〇という配慮をもっとすべきであった。

Q3. 今回の社会実験や、今後実施したい社会実験・実施したい場所がありましたら、以下にご自由に記入下さい。

(例) : 今回のような社会実験を、〇〇（場所）で継続的に実施したい。

(例) : 今度は、〇〇（場所）で●●のような社会実験を実施してみたい。

## 社会実験参加者アンケート調査

「新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会」は、新豊根ダムの水辺空間を活かした、新しい水辺の活用の検討を進めるため、新豊根ダムを利活用し、地域の活性化やにぎわいや憩いの場とするための社会実験を実施します。社会実験では、上記の使用区域において各種イベントの開催、これに伴った売店、オープンカフェなどの営業活動が可能です。

今回、令和6～7年度の公募により選定された「●●※団体名」により、新豊根ダムを活用した社会実験として、「○○※具体的な社会実験名等」を行っております。

本アンケートは、今回の社会実験の取り組みから、今後の日常的な新豊根ダムの利活用の可能性について検討を行うために実施するものです。

本アンケートの目的にご理解いただき、ご協下されますようお願い申し上げます。

Q1. 参加された方について伺います。該当する番号を○で囲んで下さい。

1) 個人として参加 2) 企業として参加 3) その他

Q2. Q1で「1)個人として参加」を選んだ方に伺います。年代とお住まいについて該当する番号を○で囲んで下さい。お住まいが、「豊根村外」の方は、具体的な市町村名を( )にご記入下さい

年代 : 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代 6) 60代 7) 70代以上

お住まい : 1) 豊根村内 2) 豊根村外 ( )

Q3. Q1で「2)企業として参加」を選んだ方に伺います。企業名と企業所在の市町村名を( )にご記入下さい。

企業名 : ( ) 企業所在地 : ( )

Q4. 今回のような社会実験が今後もあったら、参加したいですか？該当する番号を○で囲んで下さい。

「4) 参加したくない」を選んだ方は、( )に理由をご記入下さい。

1) ぜひ参加したい 2) 機会があれば参加したい 3) どちらともいえない

4) 参加したくない ( )

Q5. 今回の社会実験に参加して、「ぜひ改善してほしいこと」「できれば改善してほしいこと」があれば、( )にご記入下さい。

1) ぜひ改善してほしいこと ( )

2) できれば改善してほしいこと ( )

裏面へ続く⇒

Q6. 今回の社会実験に参加して、お気づきの点や問題点がありましたら、以下にご記入下さい。

(例) : 参加している際、〇〇ということがあり、安全上の対策が気になった。

(例) : 〇〇ということがあったため、感染症対策をしっかりしてほしい。

Q7. あなたが「新豊根ダムやその周辺」でやってみたいことがありましたら、以下にご自由に記入下さい。

(例) : café 等を出店してみたい。

(例) : 音楽イベントをやってみたい。

Q8. 企業など民間事業者にも新豊根ダムやその周辺を長期間使ってもらいたいと考えています。

豊根村及びその周辺地域の活性化・賑わいづくり、憩いの場になるようなアイデアがありましたら、以下にご自由に記入下さい。

## 社会実験実施対象箇所

### 新豊根ダム周辺

※対象箇所以外のエリアでも応募可能です。

審査により応募いただいた実施箇所を変更していただくこともあります。

